個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納整理支援システム	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部滞納整理課	
個人情報ファイルの利用目的	市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料の滞納整理活動を行うため	
個人情報の記録項目	滞納債権に係る本人及び関係者等の、１氏名、２性別、３住所、４生年月日、５本籍・国籍、６電話番号、７家族状況、８、相続関係、９職業、１０資産状況、１１収入状況、１２納税状況、１３取引状況、１４公的扶助、１５滞納処分関係	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料の滞納者及び関係者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	■　本人から収集 ■　本人以外から収集 ■　当該実施機関内 ■　他の実施機関 ■　他の官公庁 （国税局、県税事務所等） ■　その他 （滞納市税等に係る第三債務者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内外、他の官公庁等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　滞納整理課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　■無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和８年７月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納処分執行停止関係	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部滞納整理課	
個人情報ファイルの利用目的	市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料の滞納整理活動を行うため	
個人情報の記録項目	滞納債権に係る本人及び関係者等の、１氏名、２性別、３住所、４生年月日、５本籍・国籍、６電話番号、７家族状況、８、相続関係、９職業、１０資産状況、１１収入状況、１２納税状況、１３取引状況、１４公的扶助、１５滞納処分関係	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料の滞納者及び関係者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	■　本人から収集 ■　本人以外から収集 ■　当該実施機関内 ■　他の実施機関 ■　他の官公庁 （国税局、県税事務所等） ■　その他 （滞納市税等に係る第三債務者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内外、他の官公庁等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　滞納整理課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	■法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　□無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和８年７月１日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	不納欠損処分理由書	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部滞納整理課	
個人情報ファイルの利用目的	市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料の滞納整理活動を行うため	
個人情報の記録項目	滞納債権に係る本人及び関係者等の、１氏名、２性別、３住所、４生年月日、５本籍・国籍、６電話番号、７家族状況、８相続関係、９職業、１０資産状況、１１収入状況、１２納税状況、１３取引状況、１４公的扶助、１５滞納処分関係	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料の滞納者及び関係者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	■　本人から収集 ■　本人以外から収集 ■　当該実施機関内 ■　他の実施機関 ■　他の官公庁 （国税局、県税事務所等） ■　その他 （滞納市税等に係る第三債務者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）長浜市　市民生活部　滞納整理課 総務部　総務課	
	（所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町６３２番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	■法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル　□有　□無	
備　　考		

作成日（最終更新日）：令和８年７月１日